

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、地域福祉課成年後見制度利用促進室、総務課）

項 目 名	社会福祉法人の制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）については、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）附則第 2 条において、法律の施行後 5 年を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。 当該検討については有識者による検討会にて議論を行い、とりまとめを行ったところであり、今後、関係審議会において更に議論を行った上で、法改正を含め必要な対応を行うとともに、必要な税制上の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改 正 増 減 収 額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 ○ 地域における福祉サービスの提供体制を維持・確保する観点から、福祉サービス提供体制の主体である社会福祉法人や、その社会福祉法人の連携を推進し経営基盤を強化する社会福祉連携推進法人についての必要な制度の見直しを行う必要がある。 ○ 第二種社会福祉事業である「福祉サービス利用援助事業」は、都道府県社会福祉協議会等が、認知症高齢者や知的障害者等の判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業であるが、 ・単身世帯の増加が見込まれる中、頼れる身寄りがないことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等が必要であること ・第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年３月２５日閣議決定）の指摘（成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等）等を踏まえ、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われており、同計画では、成年後見制度が見直されるまでの間も、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくことが求められていること といった昨今の社会情勢を踏まえ、当該事業内容についての必要な制度の見直しを行う必要がある。 ○ これらのことから、法改正を含め必要な対応を行う。 (2) 施策の必要性 ○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律において、社会福祉法が改正され、社会福祉連携推進法人制度が創設された。附則第２条において、法律の施行後５年を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされた。 ○ また、「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（令和７年５月２８日）において、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する ・相談窓口の在り方 ・支援策の在り方 の方向性が示された。 ○ これらを受け、社会保障審議会福祉部会における検討を行い、その結果を踏まえて制度の見直しを行うこととする場合には、当該見直しに伴う税制上の措置を講ずる必要性がある。	
今回の要望	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標１ 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供し

			つつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること 施策目標 1－3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること 施策大目標 2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること 施策目標 2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
		政策の達成目標	- 社会福祉連携推進法人の活用促進を含めた社会福祉法人の協働化の促進方策を講じることにより、福祉サービスの提供主体としての役割を果たすこと - 権利擁護支援を必要とする者に対し適切に福祉サービスを提供し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 等
		租税特別措置の適用又は延長期間同士の期間中の達成目標	—
			—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	・ 社会福祉法人に求められる機能、置かれている状況を踏まえ、協働化の促進が重要であり、その促進方策が必要であること ・ 昨今の社会情勢を踏まえ、第二種社会福祉事業である「福祉サービス利用援助事業」の事業内容を見直すことが重要であり、多様な主体の参画を促す必要があること 等から、税制措置が必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	